

「医療食生産事業及び公共事業向け高圧  
コンクリート製品生産事業への奨励付与  
についての投資奨励委員会布告第ソー・  
1 / 2 5 5 2号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●医療食生産事業及び公共事業向け高圧コンクリート製品生産事業への奨励付与についての投資奨励委員会布告第ソー・1／2552号

医療食生産事業及び公共事業向け高圧コンクリート製品生産事業への投資奨励が相当との判断から、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条第二段及び第三一条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第2／2543号末尾の投資奨励付与事業種リストの第一章一・一一業種及び第二章の内容を増補し、以下のように業種及び要件を定める布告を制定する。

業種

一・一一・一〇、医療食生産事業

二・二〇、公共事業向け高圧コンクリート製品生産事業

要件

一、特別に重要な事業に指定する。

二、機械輸入税免除を受ける。

三、八年間の法人所得税免除を受ける。

四、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

ここに、仏暦二五五二年三月四日から  
仏暦二五五二年四月二日布告